

手術が決まったけど
治療費が結構
かかりそう…



高額療養費制度を適用できる

『マイナ保険証』や

げんどがく てきょう にんていしょう
『**限度額適用認定証**』を
利用しましょう！



高額療養費制度 ってどんな制度？

患者さんが医療機関に支払う医療費は、健康保険の負担割合に応じた金額です。

69歳以下なら原則 3 割負担、70歳以上なら1割もしくは 2 割負担(現役並み所得者は3割負担) になります。

ただいくら医療費の数割とはいえ、高額な治療を受ける場合は費用負担が大きくなります。

そのため患者さんの医療費負担を軽減するために『自己負担限度額』が決められています。

自己負担限度額はひと月の医療費の上限額のこと、個人の年収によって 5 段階に分けられています。

自己負担限度額を超えた医療費については、患者さんが払い戻しの申請を行うと戻ってきます。

高額療養費制度とは「自己負担限度額を超えた医療費の払い戻し制度」なのです。

この高額療養費制度にはいくつか注意点があります。

1 つは、高額療養費には時効があり、治療を受けた日から 2 年経つまでに申請をしなくてはならないこと。

2 つめは、払い戻しを受けるまでには申請後 3 ～ 4 ヶ月ほど待たなくてはならないことです。



「自分で払い戻しの手続きしなきゃいけないのは面倒だなあ…

払い戻しではなく最初から上限額までに抑える方法はあるの？」



あります！それを可能にするのが『**マイナ保険証**』もしくは

『**限度額適用認定証**』です。

マイナ保険証 の利用方法

マイナ保険証とはマイナンバーカードを保険証として利用すること。マイナ保険証で受付すると、自己負担限度額の情報が医療機関と共有され、自動的に高額療養費が適用となります。

《注意》マイナの受付画面で『限度額情報を提供しますか』で『はい』を選択しないと共有されません！



限度額適用認定証 の取得方法

【社会保険の場合】 加入している健康保険の保険者(保険証に記載されています)に申請書類を送ります。

※保険者のホームページに申請方法が記載されています。書類のダウンロードも可能。

※大きな会社の場合は総務などが担当していることもあります。

【国民健康保険の場合】 住民票のある市区町村の役所の専用窓口で申請をします。

▶ 申請後約 1 ～ 2 週間ほどで自宅に送られてきます。余裕を持って申請をしましょう。

限度額適用認定証は申請の手間、即発行が難しい点、有効期間が1年ほどと短いのがネック。

マイナ保険証なら、受付の機械で操作するだけで即日適用となるので楽ちんです！



限度額適用認定証 とは？

はがきより少し小さいくらいのサイズの紙です。

○で囲んだところが所得区分です。

提示する時は有効期限もチェックしてくださいね！



69歳以下の場合

健康保険限度額適用認定証	
交付年月日	令和元年6月20日交付
被保険者番号	123 4567
氏名	オリビエ 太郎 男
生年月日	平成2年6月20日
通称	オリビエ 太郎 男
生年月日	平成2年6月20日
住所	東京都新宿区西新宿3-1-4 第二佐山ビル202
発行年月日	令和元年6月1日
有効期限	令和元年12月31日
所得区分	ウ
所在地	中野区中野4-10-2
保険者番号	01130012
全国健康保険協会 東京支部	

70歳以上の場合

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	令和元年6月20日 交付年月日 令和元年6月20日
被保険者番号	01234567
氏名	オリビエ 太郎 男
生年月日	平成2年6月20日
通称	オリビエ 太郎 男
生年月日	平成2年6月20日
住所	東京都新宿区西新宿3-1-4 第二佐山ビル202
発行年月日	令和元年6月1日
適用区分	現役
所在地	新宿区新宿
保険者番号	39
新宿区	



所得区分別の自己負担限度額がこちら

69歳以下の場合

所得区分	ひと月の自己負担限度額（外来）
ア 標準報酬 月額83万円～	270,300円+(医療費-901,000円)×1%
イ 標準報酬 月額53～79万円	179,100円+(医療費-597,000円)×1%
ウ 標準報酬 月額28～50万円	85,800円+(医療費-286,000円)×1%
エ 標準報酬 月額26万円以下	61,500円
オ 住民税非課税者	36,900円

70歳以上の場合

所得区分	ひと月の自己負担限度額
現役並みⅢ 標準報酬 月額83万円～	270,300円+(医療費-901,000円)×1%（世帯ごと）
現役並みⅡ 標準報酬 月額53～79万円	179,100円+(医療費-597,000円)×1%（世帯ごと）
現役並みⅠ 標準報酬 月額28～50万円	85,800円+(医療費-286,000円)×1%（世帯ごと）
一般 標準報酬 月額26万円以下	22,000円 ※限度額自動適用
低所得者Ⅱ 住民税の非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方	11,000円
低所得者Ⅰ 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方	8,000円

・・当院で高額療養費制度の対象になる可能性があるのは以下の区分の方です・・

69歳以下の方

鼠径ヘルニア手術(切開法) : 区分オのみ
鼠径ヘルニア腹腔鏡手術 : 区分ウ、エ、オ

70歳以上の方

鼠径ヘルニア手術(切開法) : 一般、低所Ⅱ・Ⅰ
下肢静脈瘤手術 : 一般、低所Ⅱ・Ⅰ
鼠径ヘルニア腹腔鏡手術 : 現役Ⅰ、一般、低所Ⅰ・Ⅱ

高所得の方はももとの自己負担限度額が高く設定されているので、当院での手術費用の場合だと制度の対象外になります。

また、70歳以上の『一般』の方は何もしくとも高額療養費が自動適用となります。



新宿外科クリニック
SHINJUKU SURGICAL CLINIC



大宮セントラルクリニック
OMIYA CENTRAL CLINIC

